

# AichiAigo News

## CONTENTS

特集 通所（日中活動部門）の今を語る

1. 通所更生施設の役割と今後 ㊷
2. 自立支援法の光と影 ㊸

報告 愛知県知的障害児者生活サポート協会活動 ㊹㊺

専門委員会の活動報告 ㊻㊼

色あそびアートキャンペーンレインボーはうす  
福祉協会ソフトボール大会

informationほか ㊽



Vol.84

Association on Intellectual Disability of Aichi  
aichi\_fk@nifty.com  
[http://homepage2.nifty.com/aichi\\_fk/](http://homepage2.nifty.com/aichi_fk/)

# 特集

## 通所（日中活動部門）の今を語る

経過措置という時間のなかであって、来年は自立支援法施行3年目の抜本の見直しの年度をむかえます。この間、特別対策や緊急措置などの対応策が講じられてきましたが、日本知的障害者福祉協会をはじめとする組織団体等による緊急集会では、来年度にむけて、さらなる要望を提示しています。いったい、これからどのように変化していくのか、なかなかまだ読み取れないなかで、障がい者の『自立と社会参加』を促す理念に沿って、差別のない地域生活移行を果たすためには、どうあるべきなのでしょうか、そして生活の質を向上させるためにはどうすべきなのでしょうか、このような状況下で新体系に沿って動かれた施設もあれば、移る時機を模索し、苦しい中にも適切な支援を考案している事業所もあるかと思えます。

そこで、今回は生産や就労事業を主とした通所施設のあり方について、2つの事業所よりご寄稿いただきました。障がい者が本当にのぞんでいる幸せにつなげていくためには、今後も使命感を持って行動に移していかなければなりません。新たなステージにむかって日中活動支援の取り組みと課題を考えてみたいと思います。

### 通所更生施設の役割と今後

知的障害者更生施設（通所） 青空の家  
 施設長 菅沢 豊  
 協会副会長・通所更生施設部会長



愛知県下の通所更生施設は23施設ありましたが、その中で8施設（平成20年4月現在）が新体系に移行しています。

利用者の皆さんは、

療育手帳重度の利用者が	74.1%
このうち身障手帳1～2級の利用者が	17.4%
行動障害判定点数10点以上は	4.1%

（平成18年度全国実態調査報告より）

と多くの重度の方の日中活動の支援をする施設となっています。

そのため、活動内容は作業活動のみならず、それぞれの施設の利用者に応じて工夫された活動が取り入れられ、バラエティーに富んでいます。



たとえば、まずは利用者の個別支援計画を立てるに当たり、ことばで表現できない方などのコミュニケーション支援であったり、そこから御本人の望

む活動にチャレンジさせる可能性支援であったり、活動支援であったり、地域や周りの人々をつなぐ社会参加支援であったりします。

それはまさに、糸賀一雄氏が語った「……この子らはどんなに重い障害を持っていても、誰ととりかえることのできない個性的な自己実現をしているものです。……（中略）……その自己実現こそが、創造であり、生産であるのです。私たちのねがいは、

重症な障害をもったこの子達も立派な生産者であるということ認めあえる社会をつくらうということです。……」（「自己実現の教育」より）このことを実現させるための活動に他なりません。

障害者自立支援法は、一つの大きな柱として就労・労働をあげています。「働く」ことは大人として大切な活動です。ただし新たな価値観としての「働き」が認められなければなりません。

今後3年（？）のうちに、通所更生施設のそのほとんどが、新体系に移行する場合「生活介護」を取り入れます。このことばに惑わせられ、これまでおこなってきた実践を通して養われてきた日中活動支援が後退することなく、利用者とともに歩みともにチャレンジしていき、新たな価値観の創造にむけ努力していきたいと思えます。





## 自立支援法の光と影（通所施設づくりの昨今）



知的障害者更生施設（通所）  
ふれあい福祉園ガイア  
施設長 雲出 道博  
地域活動支援センター部会長

私が仕事をし始めたころ（昭和40年代後半）、通所授産施設は、3つの法律の下独自に施設が作られていました。

施設そのものも、施設という入所施設が中心であり地域の中で通所するという考え方がようやく出てきたところで、この地域の中で通うという点では、名古屋のゆたか福祉会が果たした役割は大きいと思われる。全国的にも、名古屋での通所授産施設の増加は群を抜いており愛知県も負けずに作り、現在に至っていると思います。

しかし、通所授産所を作るためにはまずは、社会福祉法人を作らねばなりません。それには、3,000万円～5,000万円の自己資金がいりましたので、親たちの結束の良いところか、または誰かスポンサーがお金を拠出して、あちこち社会福祉法人ができてきました。（親でない場合は公務員が退職後に退職金の運用でできた法人がいくつかありました。）そのころ、同じように仲間でも小規模作業所を作りながら、運営だけで大変で社会福祉法人まで至らなかった小規模作業所数多くありました。（現在、小規模法人やNPO法人になっています。）

現在の法律では、社会福祉法人でなくても施設は作れますし、その当時と違って随分作りやすくなっていると思います。また「地域活動支援センター」という形でなら市町村と相談して、10人以下でも作れますので、現在の施設の現状に不満な方は、少し仲間を募れば、半年もあれば新しい支援の場は開設することができるようになりました。

こういった施設作りの規制緩和や、定員の規制緩和は、当時は考えられないものでしたが、受け入れ先が多くあり選べることは大切なことで、今回の改革の中で一番いい面だと思います。

反対に、今回の改革での問題点は、福祉協会が指摘しているように、利用者にとって良くないのは、障害程度区分によっては受けられるサービスに制限があるということと、一割負担特に給食費の負担です。このことで負担感が大きく感じられる時期がありました。

施設としては、報酬の日割り制度です。グループホームやケアホームにとっては最悪のものです。家

賃を日割りで払うという発想法では、暮らすことと大きく矛盾していて、派遣社員をむさぼる悪徳商法と同じ発想だと思います。

日中の施設の日割りは、定員の緩和もありそれなりの意味もあると思いますが、地域移行を旗印にするなら、是非グループホームやケアホームの日割りを止め、世話人の役割を重要視できるような単価設定をお願いしたいと思います。

規制緩和をうまく利用しながら、利用者中心の地域活動支援センターを是非市町村と協力して作っていただきたいと思います。

気になるのは、施設の中身です。私は、たまたま弘済学園に勤めさせていただいた後、他の施設を作ってきました。施設づくりは、私の場合には弘済学園が最初でしたので、とりあえず弘済学園の物まねからスタートしました。私が使ってきた記録や会議まとめのやり方、グループ分け、日課等々は、弘済学園のながれで元をたどれば、近江学園の流れだと思います。

知的障害者の療育は、施設の方が学校より先にスタートしていて、昭和55年の全員入学の制度から義務教育の入学免除が少なくなり、特殊教育の本格的スタートとなったのです。これ以降、義務教育以降の通う場として通所施設が多く作られるようになったのです。特殊教育は、山下画伯を見ればわかるとおり、知的障害児入所施設が本家本元で発祥で歴史もノウハウもありました。

弘済学園では、養護学校の先生が、学園のクラスの補助をしていました。養護学校より療育の歴史は古く、以前から知的障害児者の教育を一貫して行っているということで学校教育に在籍している扱いでした。

しかし、当時から10倍以上ふくれあがった施設ですが、水で薄まったように、作業中心の流れがはっきりしてきています。また、専門性より工賃での評価が大きいことは、今までの伝統を無視することだと思います。生活を豊かにするのは、工賃だけでなく、毎日笑顔で働く場や、楽しく行きたくなる場を作ってきた施設の歴史と伝統を是非継承していく施設が、多くなることを期待しております。

# 報告

## 愛知県知的障害児者生活サポート協会活動

・・・旧あいち福祉互助会から、平成19年10月改名発足して1年余、会員サポート事業として、文化活動、研修、スポーツ振興委員会の企画が動き出しました。生活サポート協会がめざすものは何か、これまでの活動状況とともに、ご報告いただきました。

### 。。。 「法人成年後見」って何？ 。。。

愛知県知的障害児者生活サポート協会  
副理事長 都築 重喜(パスピ・98)

いわゆる「成年後見制度」とは「禁治産者」「準禁治産者」に替わる制度として2000年4月に施行されたものです。親亡き後の障害者・認知する力が弱くなった老人等の権利擁護の屋台骨となる制度であることは皆様ご承知のとおりです。

しかしながら、この制度も広く普及する前に、特に障害者に関わる部分では様々な問題点が明らかになってきています。成年後見では財産管理と身上監護が主な目的であります。後見人の一部には、財産管理のみにしか力を注がず、被後見人の意志の尊重にあやうさが感じられるケースもあります。また、論外のケースとしては後見人による財産の侵害といったことも報告されています。

一方、制度上の問題としては、所得控除に係る法改定が障害者にとって大きな課題としてのしかかっています。制度発足時から支援費制度迄の時期にあっては、成年後見にかかる費用は所得控除の対象となっていました。所得控除の対象になるということの意味をご説明しますと、ほんの一例でしかありませんが入所施設を利用し、二級障害者年金をもらっていて、それ以外に収入がない人の場合30,000円/月位の成年後見費用がかかっているにもかかわらず、結果的に本人負担金が少なくなりますので実質2,700円/月程度で後見制度が利用できました。ところが、自立支援法が2006年4月に施行されて状況は一変します。自立支援法では、様々な負担金減免措置の下に手許金25,000円/月を残すという考え方をとっていますが、この算定の中から成年後見費用がもれてしまっているのです。結果、25,000円/月の手許金から成年後見費用(例えば30,000円位)を支払うこととなり、ご本人のわずかばかりの貯えは急速に減少しているのです。それだけでなく、年に1~2回面接してくれればよい方で、中には全くご本人に面接せず、後見費用のみが請求されている例もあります。

これらの問題を解消することを目的として生活サポート協会のような障害者の福祉を目的とした団体が「法人として」後見人に就任すれば、本人負担の軽減の可能性が開けてくるのです。既に、知多半島・岐阜県多

治見など愛知県下やその周辺ではこのような団体が活動を始めています。

### 。。。 「生活サポート協会」法人化への道のり。。。

愛知県知的障害児者生活サポート協会…とても長い名前ですね。

でも、この協会が果たす役割は年々大きなものになってきています。入院時の付添費用の一部給付や病気・怪我、万一の場合の補償などはもとより、スポーツ・美術・講演会等々多岐にわたってきています。また、ご利用いただいています皆様も年々増加の一途をたっています。これらの現状に伴い、取り扱い金額も年々増え、組織としての適正なあり方が課題となってきました。生活サポート協会の本来の目的に照らして考えますと、公益法人である「社団法人」がもっとも相応しいと考えています。

平成20年11月より「新公益法人法」が施行されますが、その前段階として「有限責任中間法人」としての法人化を進め、組織としての体制をよりしっかりしたものにしていこうと考えています。その後、次のステップとしての「公益社団法人」の認可を目指しています。

### <文化活動委員会> (サンフレンド 川崎 純夫)

#### 第1回 ふれあいアート展を開催

愛知県知的障害児者生活サポート協会(旧あいち福祉互助会)は、今回、文化活動の一つとして、第1回ふれあいアート展(愛知県知的障害者福祉協会後援)を平成20年10月29日(水)~11月3日(月)に名古屋市東区の市民ギャラリー矢田で開催しました。

施設利用者や在宅の知的障がい・自閉症の方が制作された絵画、書道、オブジェ(陶芸含)、写真等200点余の応募の中から厳選な審査の結果、13の賞を決め表彰をさせて頂きました。

アート展を訪れた方からは、「すごく感動しました」、「心温まる作品が多くありました」と一様の感想を頂きました。そして、何より参加された皆さんに喜んで頂けたことは、関係者一同、開催してよかったと思えました。

アート展を通して障がいのある人、無い人というバリアをはずした交流とやさしい社会づくりの一助となればと思います。来年も継続して開催して欲しいという声も多くあり、前向きに検討をしていきたいと思っています。

### ＜研修委員会＞（青い空 阪田征彦）

愛知県知的障害児者サポート協会は知的障害児者及び自閉症児者とその保護者の生活と福祉の増進に寄与する目的で設立された団体です。ご本人とその保護者の一番の心配事は「親亡き後」のことではないでしょうか。親がいなくても、自分の子が安心して生活できるためには、まずその人の人権を守ることが大切だと考えます。

そこで研修委員会では10月7日（火）に障害者の権利擁護について広くご活躍され、NPO法人等で成年後見センターの運営にも関わっておられる熊田均先生（弁護士）の講演会を企画、実施しました。当初100人規模を想定して会場を用意していましたが、なんと200人の申し込みがありました。急遽会場を変更するなど、皆様にはご迷惑をかけたことが、改めて保護者の関心の高さを感じました。今後も障害者やその保護者が関心のある研修会を企画していきたいと思えます。

### ＜スポーツ振興委員会＞（里山の家 宮地勝美）

今年度の活動としては1) 全国障害者スポーツ大会北信越・東海ブロック大会参加チーム（ソフトボール）への交通費等の助成。平成13年に‘ゆうあいピック’（知的）が全国障害者スポーツ大会（身体、知的、精神）に変化すると共に、全国大会出場権を勝ち取るためブロック大会へ自前で参加し続けていたので大会参加への助長になればとの思いからです。2) 障害をもつ人への専門的運動支援研修会（尾張ブロック、2ヶ所）。運動支援を行っているが、結果が伴わず試行錯誤を繰り返しているがよく耳にします。そこで、‘知的に障がいをもつ人のダンスチーム’を数々のステージで感動の渦に巻き込んでいる「mixjam」代表の福地龍介さんを講師に招いて、3ブロック（尾張・名古屋・三河）1年1ブロックに分けて運動支援研修会を行います。これから、会員皆様のニーズに少しでも対応できるよう努力していきますので「活動についてのご要望」をお待ちしています。



9/5、10/17

ミックスジャム

スポーツ振興

### ＜県大会準備委員会＞（福寿荘 犬飼久隆）

現在、サポート協会の全会員を対象とした新しい企画を検討しております。まだ素案の段階ですが、その内容について簡単に説明いたします。

企画案は大きく分けて3案を検討しています。

1案は、事故や病気もなく1年間元気に過ごして補償制度を利用されなかった人に健康をお祝いして記念品を贈る。2案は、5年或いは10年の節目の年に屋内ホールを使用した誰でも参加できるイベント型の事業又は劇場を使用した鑑賞型の事業を実施する。3案は、2案を更に拡大して他の委員会とも合同で総合的なイベントとして実施する。

上記の3案について、実施に要する経費や想定される様々な問題等を検討して一案に絞り、今年度中には具体案を作成する予定であります。



10/7成年後見制度の現状と課題



研修

10/29~11/3  
ふれあいアート展  
(大賞)



文化





## 専門委員会の活動報告

### 対 外対策委員会（友国作業所 鈴木清隆）

今年度は、まず昨年度より会員の方々から多く希望が出されていたサービス管理責任者研修に関する受講者数の拡大を年度当初から手掛けました。結果として受講許容者数は年々増加していますが、それでもなお受講資格として新制度への移行時期を課していますので、23年度に向けて未修了の施設（事業所）が出ないように愛知県と調整及び協力をしていきます。

また介護給付費・訓練等給付費・民調等施設運営に関する予算対策等毎年の活動に加えて、一部市町で起きている歯科健診・診療継続困難に対する継続要望の行動を計画しています。

今後は、グループホーム及びケアホームの消防用設備等の設置義務に関する法令改正に対する調整を、日本知的障害者福祉協会を通して更に要望する予定です。

### 研 修委員会（養和荘 小原伸二）

研修委員会は、今年度活動方針といたしまして、6月に開催されました愛知県知的障害者福祉協会総会時に示されました平成20年度事業計画および事業日程に従い、7月に第1回研修委員会を開催し、主に第9回愛知県知的障害関係施設職員研究大会の内容について検討いたしました。

本来ならば今年度が自立支援法の見直しの年です。この見直しに関しての情報交換・情報発信を主たるものとして研究大会を企画すべきであると思いますが、人材確保がきわめて難しい状況にある愛知県の福祉施設の現状に鑑み、本年の研究大会は、利用者・保護者・職員が「安心して暮らし、安心して働くために、福祉を担う人材の確保・育成・定着」をテーマに、基調講演、分科会、シンポジウムを企画しました。

特に分科会において、各施設が工夫、実践していることを提供していただき参加者全員で考え、施設に持ち帰っていただき、全施設の現場力向上に役立てていただけたらと考えております。

### 倫 理委員会（ひまわりの風 上瀧清）

例年倫理委員会は主任者向けの『福祉サービス第三者評価についての研修』が主たる活動でしたが、障害者自立支援法の施行のもと、我々福祉サービス提供事業所職員が、今もっとも気にしなければいけない事が、利用者の権利擁護ではないでしょうか？

『個人情報保護』『身体拘束禁止』『虐待防止』をキーワードに今一度、根本から意識して支援の見直しをする必要があると思います。

そこで倫理委員会としましては、県独自の職員行動規範を策定、利用者の立場に立った障害福祉サービスが提供される基盤づくりを目指したいと考えています。

私たち支援者は、虐待のニュースを聞くたびに胸が痛む思いをしています。

虐待を根絶させることが、福祉サービス関係職員の職責の一つです。

“自分がされたら嫌なことを利用者にしていませんか、常に相手の立場に立った支援を目指そう”を合言葉に、皆が虐待に対して、目こぼしをしない、牽制し合う、事業所づくりの一助となる委員会にしていきたいと考えています。

### 療 育研究委員会（愛歩 熊谷豊）

今年度より「療育研究委員会」の委員長をしております熊谷と申します。よろしくお願いいたします。

昨年度は村松前療育委員長のもと、5年ぶりに研究紀要第15号を発行することが出来ました。「障害者自立支援法」施行以後、混迷する現場の状況を目の当たりにしながら、「障害福祉の現場に携わる人たちに少しでも夢と希望を感じていただけるような紀要にしたい！」という思いを込めて編集いたしました。おかげさまでご執筆いただいた皆様からはいずれもすばらしい実践記録をお寄せいただき、本当に感謝の念に耐えません。まだ15号をお読みになっていらっしゃる方はぜひ一読いただきたいと思っております。

さて、今年度からは15号を超える研究紀要を目指すべく、16号編集会議がすでに始まっております。今年度からご参加いただく3名の新療育委員はいずれも若手で、すでに活気あふれる議論を展開してくれています。まだ編集方針、内容とも煮詰まっていない段階ですが、皆様の向上心にお応えできる紀要を目指して、療育研究委員一同、力を合わせ今後も取り組んでまいります。今後ともご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

## 文化活動委員会 (かしの木の里 石田和夫)

今年度は色あそびを2回企画いたしました。第1回目は新城市のレインボーはうすさん、第2回目は名古屋市中区ひまわりの風さんになります。知的障害をもつ人の可能性や個性豊かな表現を育み、かたちにしていこうという取り組みになります。感受性や表現は人それぞれであり、大胆さや繊細さ、根気や持続力、努力や苦勞など様々な個性を楽しめます。

各施設・事業所においても様々な文化活動があります。それらが地域市民との交流としての取り組みが進められていると思います。地域活動の営みの中に広がっていくことを期待しています。また、福祉協会においても、交流や広報が進んでいくことを願っています。



### 色あそびアートキャンプインレインボーはうす

10月25日(土)に新城市のレインボーはうすさんで色あそびを実施しました。この日は「第4回なないろ祭り」で、音あそびや和太鼓、よさこい、ホップダンスなどが企画され、東三河の障害児・者への呼びかけと参加がありました。

色あそびの指導は創作芸術あそびクラブふい〜工房の皆さんです。写真をご覧ください。創作意欲満々で、こつこつとひたすら熱中時間を過ごされました。児童も「たのしーい」と歓声をあげたり、黙々と筆を動かしていました。この日は、気持ちのいい秋晴れの日でした。しょうがいがある人もない人も、感じたことをそのままに表現できること、互いに共有できることはすばらしいことだと思います。愛知県下のおちろこちろで、その人らしさがそのまま受け入れられ、ふれあう感動が浸透していくことを期待しています。



## いつも笑顔のプレーボール

平成20年10月2日、3日名古屋市小幡緑地西園にて、第34回福祉協会ソフトボール大会が開催されました。

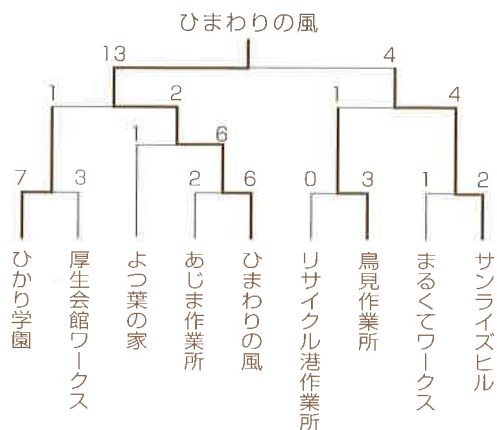
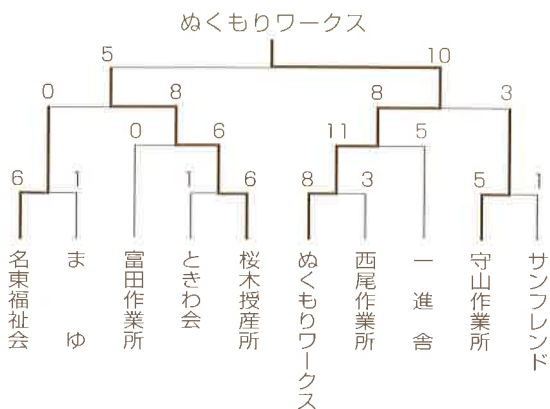
参加、第一次リーグ10チーム・第二次リーグ9チームでファインプレーあり、珍プレーありで歓声があがって盛り上がる大会となりました。

### ■ 第一次リーグ

- 優勝/ぬくもりワークス
- 準優勝/桜木授産所
- 第三位/守山作業所
- 敢闘賞/サンフレンド

### ■ 第二次リーグ

- 優勝/ひまわりの風
- 準優勝/サンライズヒル
- 第三位/鳥見作業所
- 敢闘賞/リサイクル港作業所



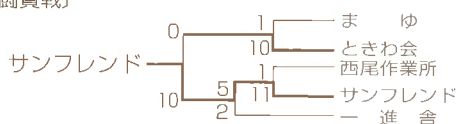
〔第3位決定戦〕



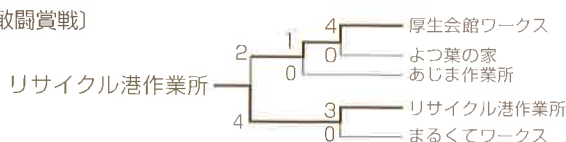
〔第3位決定戦〕



〔敢闘賞戦〕



〔敢闘賞戦〕



今回、都合により参加できなかった施設……ひまわり作業所、半田更生園、森孝しぜんかん、きそがわ作業所

# information

## お知らせ

平成20年度  
愛知県知的障害者福祉協会  
「功労賞」受賞者が決まりました。



野澤 恭子 氏

(現：無門学園 施設長)

愛知県知的障害者福祉協会における業績  
療育研究委員会副委員長  
平成11年～平成19年(9年間)

### その他の社会的活動歴

- 豊田市社会福祉協議会評議員  
(平成11年10月～平成17年9月)
- 豊田市保健福祉審議会障害者専門分科会委員  
(平成16年6月～平成19年6月)
- 豊田市共同募金委員会評議会  
(平成11年10月～現在)

### 研修会・会議予定

平成20年度ケアホーム等世話人養成研修会  
(1会場30名)

- 12月 9日(火)～10日(水) 豊橋市中消防署
- 12月18日(木)～19日(金) 名古屋市べにしだの家
- 1月22日(木)～23日(金) 豊田市けやきワークス
- 2月24日(火)～25日(水) 小牧市東部市民センター

生活支援部会 全国大会  
平成21年1月19日(月)～20日(火)  
ホテルグランヴィア岡山

地域支援セミナー  
平成21年2月17日(火)～18日(水)  
メルパルク東京

全国施設職員研究大会  
平成21年9月9日(水)～11日(金) 広島県



## 障害者自立支援法の

## 抜本的見直しをさらに求める緊急集会!!!

～障害のある人、すべての人々が幸せな社会をめざして～

平成20年11月19日(水) 12:30～15:00 日比谷公園大音楽堂

### 緊急アピール

- 新事業体系への移行には抜本的改善が必要であり、平成24年度以降の経過措置を5年間延長されたい。
- 人材確保と物価高騰への予算の確保を図られたい。
- 所得保障も含め、利用者負担のさらなる軽減を図られたい。
- 障害程度区分は、一人ひとりに適切な支援ができるような制度と仕組みへの抜本的な見直しを図られたい。
- 重度障害者でも自立した生活のできるヘルパー時間数の支給がされるようにした上で、重度訪問介護の単価の改善を図られたい

### 編集後記・・・

インターネット等のメディアにより、瞬時に大量の情報を伝えることが容易になっている今日、このAichi Aigo Newsは、県職員研究大会時の広報として、もはや貴重な存在になっております。しかし紙面には 歴史の語り部としての味わいがきつとあるはずであります。(まゆ 石井 仁)

## 愛知県知的障害者福祉協会事務局